

[事案 27-119] 年金支払請求

・平成 28 年 5 月 31 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、募集人から設計書による説明を受け、10 年間、月額 7 万 5 千円の年金を受け取れる商品という認識で契約したとして、同内容の年金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 8 月に契約した定期保険特約付養老保険について、以下の理由により、月額 90 万円の 10 年確定年金もしくは同年金相当額の損害賠償金または契約時に個人年金保険に加入していれば受取れたであろう年金を支払ってほしい。

(1) 契約時、募集人から設計書による説明を受け、設計書の記載によると、月額 90 万円の 10 年確定年金の支払いが確定しているように認識できることなどから、契約した。

(2) 同じ約款で締結される別の定期保険特約付養老保険の設計書には年金に関する記載がなく、本契約の設計書には年金が記載されていたので、本契約は年金が約束されていると認識した。

(3) ニーズが老後資金にあったにも関わらず、募集人は、個人年金保険を勧誘しなかった。

(4) 契約時、満期時に年金支払いの契約をする必要があることの説明はなく、年金保険の約款等の交付もなく、本契約の約款、パンフレットや設計書にもその記載はない。

(5) 契約時に年金支払いを選択しているにも関わらず、契約後、年金に関する通知はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 生命保険契約は附合契約であり、約款等の規定が契約の内容となる。設計書により契約の内容について説明したことにより、その記載が契約の内容となるものではない。

(2) 設計書の記載は適切なものであり、申立人が主張するような誤信が生じるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および申立人の配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する内容の 10 年確定年金の契約成立は認められず、本件における募集行為および募集人が個人年金保険を説明しなかったことが不法行為であるとも認められず、保険会社が契約時または契約後に満期時の年金支払いに係る説明を行わなかったことが説明義務に違反しているとも認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

(1) 契約時の説明に使用された設計書等の文書や申込書には、申立人の誤信を招きかねない記載が随所にある。

(2) 満期の際、申立人から依頼があったにも関わらず、保険会社の職員からは、満期保険金の年金支払いに関する通常の説明が行われていない。

(3) 苦情時に、年金支払いができないことについて、保険会社が誤った説明をしている。